

土木部発注工事における工事費見積りの留意事項

1. 工事費の見積りについては、「①実施設計書」「②数量集計表」「③図面」の順に、記載された事項を優先して行うこと。なお、契約後、設計図書の照査を行い、必要に応じて協議を行うこと。
2. 数量集計表に記載している受注者の任意施工に関するもの（施工方法、仮設方法）については、見積りの参考として記載しているものであり、図面、特記仕様書等で指定しているものを除き、請負契約を拘束するものではない。

令和 8年度 実施設計書 (当初)

	所長	企画調整幹	課長	担当係長 (道路)	担当係長 (河川・砂防)	設計者	検算

工 事 番 号	南道維第4号他						
工 事 名	土木施設年間維持工事						
河川名、路線名等	(一) 篠山公園線 他						
工 事 箇 所	南宇和郡愛南町 正木 他						
設 計 金 額	円	変更による増減額	円				
	円						
入札に附すべき金額	円	変更による増減額	円				
	円						
請 負 代 金 額	円	変更による増減額	円				
	円						
変更請負代金額 計 算 式	(当初請負代金額) × (変更入札に附すべき金額) (当初入札に附すべき金額)						

工 事 概 要	今 回		
	道路維持補修工 5路線		
	河川維持管理工 11河川		
	砂防施設維持工 24箇所		
	海岸施設維持工 1海岸		
起 工 理 由 または 変 更 理 由			
事 務 所 名	愛南土木事務所	単 価 地 区	愛南（４７）
単 価 使 用 年 月	令和 8年 1月	歩 掛 適 用 年 月	令和 8年 1月
基 準 適 用 年 月	令和 8年 1月	適 用 工 種	道路維持工事
調 整 区 分	単独		

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
道路維持		式	1				
道路維持工		式	1				
道路維持工		式	1				
道路パトロール	平日昼間	式	1				内 1号
道路パトロール	休日昼間	式	1				内 2号
路面清掃		式	1				内 3号
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	警備員B	式	1				内 4号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
木製工事用看板		基・月	12				単 1号

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

設計内訳書（本02）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
河川維持		式	1					
河川維持工		式	1					
河川維持工		式	1					
河川ハ°トル		式	1					内 5号
流木撤去		式	1					内 6号
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					

設計内訳書 (本02)

[illegible]

設計内訳書（本03）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
河川維持		式	1					
砂防施設維持工		式	1					
砂防施設維持工		式	1					
砂防施設ハットロール		式	1				内 7号	
土砂撤去		式	1				内 8号	
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					

設計内訳書 (本03)

[illegible]

設計内訳書（本04）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
河川維持		式	1					
海岸施設維持工		式	1					
海岸施設維持工		式	1					
海岸施設ハットロール		式	1					内 9号
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					

設計内訳書 (本04)

[illegible]

設計内訳書（本05）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
雪寒		式	1					
道路維持工(除雪)		式	1					
雪道巡回工		式	1					
道路パトロール	平日昼間	時間						単 2号
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					

設計内訳書 (本05)

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	道路パトロール					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額		摘要	
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	ライトバン運転		時間					単 3号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	道路パトロール					単位	式	数量	1
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額		摘要	
	土木一般世話役		人						
	普通作業員		人						
	ライトバン運転		時間					単 4号	
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	路面清掃					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役		人							
普通作業員		人							
バックホ運転【0.13m3】		時間						単 5号	
ダンプトラック運転【2t積】		時間						単 6号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	交通誘導警備員					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
交通誘導警備員B			人	1					
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	河川ハ°トロール					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
土木一般世話役			人						
普通作業員			人						
ライトバン運転			時間						単 3号
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	流木撤去					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役		人							
普通作業員		人							
バックホ運転【0.28m3】		時間						単 7号	
ダンプトラック運転【4t積】		時間						単 8号	
処分費(t)		t	1					単 9号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	砂防施設パトロール					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
土木一般世話役			人						
普通作業員			人						
ライトバン運転			時間						単 3号
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	土砂撤去					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役		人							
普通作業員		人							
バックホ運転【0.13m3】		時間						単 5号	
バックホ運転【0.28m3】		時間						単 7号	
ダンプトラック運転【4t積】		時間						単 8号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	海岸施設パトロール					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
土木一般世話役			人						
普通作業員			人						
ライトバン運転			時間						単 3号
合計									

南 道 維 第 4 号 他 数 量 集 計 表

工種	種別	細別	規格	単位	数量	適用
道路維持工						
	道路維持工					
		道路パトロール(平日昼間)	乗車2名(土木一般世話役、普通作業員) ライトバン1.5L	式	1	8時間
		道路パトロール(休日昼間)	〃	式	1	2時間
		路面清掃	1箇所あたり(内訳は以下のとおり)	式	1	(一)篠山公園線 起点～白滝
			土木一般世話役	人	0.5	
			普通作業員	人	0.5	
			バックホウ運転【0.13m3】	時間	4	運転手、燃料、機械損料含む
			ダンプトラック運転【2t積】	時間	4	運転手、燃料、機械損料含む
		交通誘導警備員B		人	1	
共通仮設費						
	安全費					
		木製工事用看板		基・月	12	

南 道 維 第 4 号 他 数 量 集 計 表

[illegible]

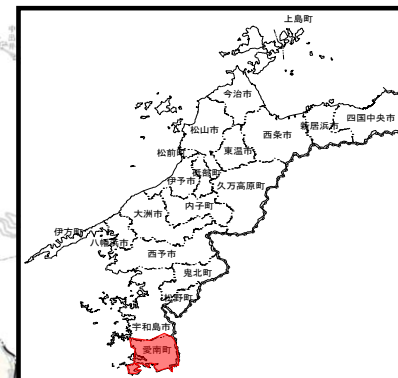
[illegible][illegible]

南 道 維 第 4 号 他 数 量 集 計 表

[illegible]

[illegible][illegible]

道路施設 年間維持位置図



46	(主) 字和皇城辺線	欄干	Pb	25
46	(主) 字和皇城辺線	新敷御簀	Sg	38
46	(主) 字和皇城辺線	下駄車橋	Pb	24
46	(主) 字和皇城辺線	鹿鳴橋	Pb	16
46	(主) 字和皇城辺線	新山出橋	Pb	32
46	(主) 字和皇城辺線	新築田橋	Pb	44
46	(主) 字和皇城辺線	大久保橋	Pb	21
46	(主) 字和皇城辺線	藤太橋	Pb	39
46	(主) 字和皇城辺線	緑太橋	Pb	20
46	(主) 字和皇城辺線	茶屋橋	Kb	81
46	(主) 字和皇城辺線	茶屋待御道橋	Sg	61
292	(一) 綱代鳥居線	船越橋	Pr	70
293	(綱) 平城線	高松橋	Pb	39
293	(綱) 平城線	松原橋	Pb	95
293	(綱) 平城線	久良岐橋	Pb	72
297	(一) 久良岐線	松原橋	Pb	24
297	(一) 久良岐線	平城橋	Sg	96
297	(一) 久良岐線	城辺橋	Sg	75
299	(一) 一本松松線	増田橋	Pb	19
299	(一) 一本松松線	高田大橋	Pb	72
300	(一) 山崎和鳥居線	清水大橋	Ka	16
302	(一) 山崎和鳥居線	清水大橋	Ka	16
302	(一) 山崎和鳥居線	増田橋	Pb	23

路線名表

No.	路線名
▽	一般国道(指定区間)
56	5 6号 自 高知市 至 松山市
◎	主要地方道
7	宿毛城辺線
34	平城高芦岬線
46	宇和島城辺線
○	一般県道
292	網代島越線
293	猿鳴平城線
294	中清西海線
295	長月城辺線
297	久良城辺線
298	深浦港線
299	一本松城辺線
300	高芦岬公園越線
332	窪山公園線

雨量観測所 (No. 1)			水位観測所 (No. 2)		
番号	観測所名	所管事務所	番号	河川名	観測所名
1	御 荘	愛南 (土)	1	僧 都 川	御 荘
2	僧 都		2	僧 都 川	抗 畑
3	中 津				

[illegible]

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20万分の1及び数値地図5万分の1を使用した。（承認番号 平29情使、第689号）
この地図は、国土地理院長の承認を経て、同院発行の数値地図20万分の1及び数値地図5万分の1を複製したものである。（承認番号 平29情使、第805号）

海岸表

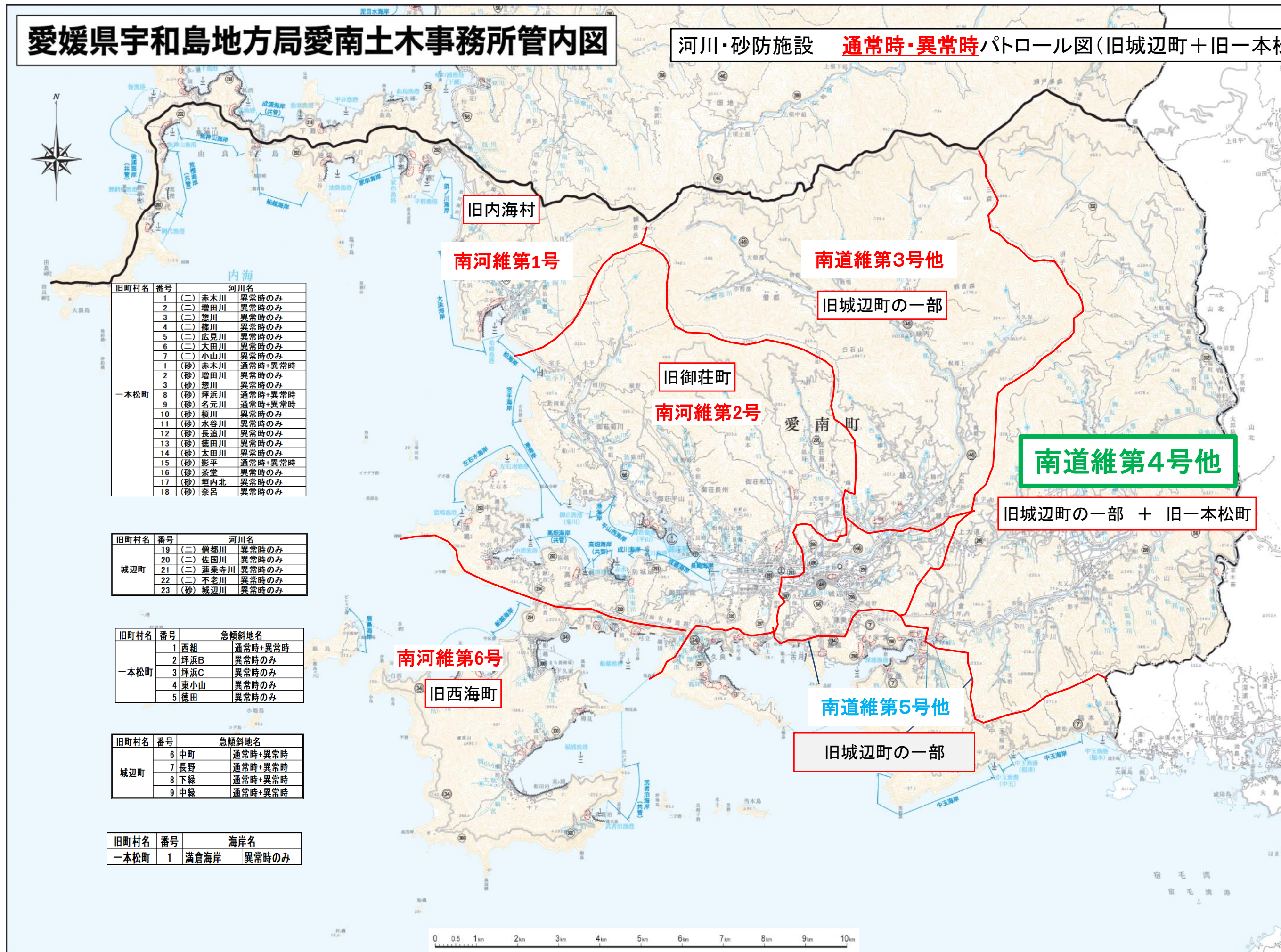
No.	專	管	No.	共	管
1	酒	海	171	中	海
2	魚	海	172	武	海
3	島	海	173	右	海
4	鹿	海	174	石	海
5	成	海	175	武	海
6	成	海	176	右	海
7	平	海		石	海
8	山	海		成	海
9	西	海		川	海
10	海	海		橫	海
11	港	海			海
12	蜀	海			海
13	川	海			海
14	家	海			海
15	柏	海			海
16	港	海			海
17	須	海			海
18	須	海			海
19	家	海			海
20	島	海			海
21	急	海			海
22	山	海			海
23	急	海			海

河 川 表

二級河川	蓮乗寺川
中湊川	不老川
柏川	駄川
菊川	岡山川
神田川	惣川
長洲川	赤木川
僧都川	臨本川
和口川	篠川
長月川	増田川
佐月川	小田川
西柳川	広見川
菅川	大田川
大久保川	
山崎川	
鹿川	

愛媛県宇和島地方局愛南土木事務所管内図

河川・砂防施設 **通常時・異常時**パトロール図(旧城辺町+旧一本松町)



旧町村名	番号	河川名
一本松町	1	(二) 赤木川 異常時のみ
	2	(二) 増田川 異常時のみ
	3	(二) 惣川 異常時のみ
	4	(二) 篠川 異常時のみ
	5	(二) 広見川 異常時のみ
	6	(二) 大田川 異常時のみ
	7	(二) 小山川 異常時のみ
	1	(砂) 赤木川 通常時・異常時
	2	(砂) 増田川 異常時のみ
	3	(砂) 惣川 異常時のみ
	8	(砂) 坪浜川 通常時・異常時
	9	(砂) 名元川 通常時・異常時
	10	(砂) 榎川 異常時のみ
	11	(砂) 水谷川 異常時のみ
	12	(砂) 長追川 異常時のみ
	13	(砂) 徳田川 異常時のみ
	14	(砂) 太田川 異常時のみ
	15	(砂) 影平 通常時・異常時
	16	(砂) 茶堂 異常時のみ
	17	(砂) 垣内北 異常時のみ
	18	(砂) 奈呂 異常時のみ

旧町村名	番号	河川名
城辺町	19	(二) 僧都川 異常時のみ
	20	(二) 佐国川 異常時のみ
	21	(二) 連乗寺川 異常時のみ
	22	(二) 不老川 異常時のみ
	23	(砂) 城辺川 異常時のみ

旧町村名	番号	急傾斜地名
一本松町	1	西組 通常時・異常時
	2	坪浜B 異常時のみ
	3	坪浜C 異常時のみ
	4	東小山 異常時のみ
	5	徳田 異常時のみ

旧町村名	番号	急傾斜地名
城辺町	6	中町 通常時・異常時
	7	長野 通常時・異常時
	8	下緑 通常時・異常時
	9	中緑 通常時・異常時

旧町村名	番号	海岸名
一本松町	1	満倉海岸 異常時のみ

土木施設年間維持工事 特記仕様書

第1条 この仕様書は、本工事に適用する。

第2条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によらなければならない。なお、愛媛県土木部発注工事特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

第3条 本工事について、土木部特記仕様書第2条第2項に定める特記仕様書の適用は、次の表のとおりとする。

特記仕様書	対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	☐	☒
余裕工期設定工事の試行に関する特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工(1,000m ³ 以上)）「発注者指定型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工(1,000m ³ 以上)）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工(1,000m ³ 未満)）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 作業土工(床掘工)）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工）「発注者指定型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工(修繕工)）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 法面工）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 擁壁工）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 地盤改良工）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 基礎工）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 河川浚渫）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 構造物工(橋梁上部)）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 構造物工(橋脚・橋台)）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT コンクリート堰堤工）「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）	☐	☒
快適トイレの設置に関する特記仕様書（発注者指定型）	☐	☒
快適トイレの設置に関する特記仕様書（受注者希望型）	☐	☒
CCUS活用モデル工事特記仕様書	☐	☒
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（発注者指定型）	☐	☒
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（受注者希望型）	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書	☐	☒
数量算出資料の省略に関する特記仕様書	☐	☒
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書	☒	☐

Jークレジット取得に必要となる申請資料の提出に関する特記仕様書	☐	☒
現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書	☒	☐
猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する特記仕様書	☒	☐

第4条 受注者は、建設副産物の搬出並びに建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表1及び別表2によらなければならない。

（※別表1及び別表2に記入する。）

第5条 本工事は、設計図書（位置図）に明記された範囲の道路・河川・海岸・砂防等施設を良好な状態に保つように維持し、道路においては、一般交通に支障を及ぼさないようにすることとし、河川・海岸・砂防等施設については、住民が安全な生活を営むことができるようにすることを主目的とする。

第6条 本設計書における工種・数量等は概算であるため、工事内容、契約額が変更（増減）する場合がある。

第7条 愛媛県土木工事共通仕様書の規定にかかわらず、施工計画書（緊急時の体制及び対応、その他監督員が提出を指示した事項を除く）、及び工程表の提出を省略することができる。

第8条 本工事の施工にあたっては、愛媛県土木工事共通仕様書1－1－1－26工事中の安全確保8（安全に関する研修・訓練等の実施）の規定に関わらず、1契約当たり1回、半日以上の時間を割り当て、本工事で想定される工種に即した安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
また、研修・訓練等は、本工事契約後速やかに実施しなければならない。

第9条 監督員から指示のあった工種については、出来型数量に代えて実際に作業に要した、作業者の編成と作業時間、材料の数量、作業機械の編成と時間等、設計変更に必要な数量を提出しなければならない。
また、受注者は、維持工事を実施した場合は、別紙1「維持工事の実施について（報告）」に必要事項を記載のうえ、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

第10条 受注者は、監督員又は愛南土木事務所職員からの指示により維持工事を実施しなければならない。

第11条 緊急を要する場合（災害発生時等）の維持工事の指示、報告については電話、ファクシミリ、電子メールにより伝達できるものとする。

第12条 受注者は、以下の場合、パトロールを遅滞なく開始しなければならない。

※ただし、日中に行うことを原則とする。

愛南土木事務所連絡先：0895-72-1145

緊急時連絡先（公用携帯）：080-2976-4153

- ・本工事対象市町内において最大震度5弱の地震が観測されたとき。

※道路・河川・海岸・砂防等施設全て（ただし、津波被害の恐れがある地域は除く）

- ・本工事対象市町内において発表されていた気象に関する警報（波浪、高潮、大雪除く）が解除になったとき。※道路のみ対象
- ・監督員または愛南土木事務所職員（以後、「監督員等」という）から指示があったとき。
なお、受注者は、写真を撮影する際は、黒板に日付を記入し、作業車等が写真に入り状況が分かるようにしなければならない。

第 13 条 パトロールの人員編成は、土木一般世話役 1 名と普通作業員 1 名の 2 名編成を標準とする。

第 14 条 受注者は、パトロール中に倒木や崩土等の障害物、道路施設の破損又は、護岸崩壊、土砂崩れ、流木、土砂堆積等による河川・砂防等施設及び港湾・海岸施設の破損、機能障害などを発見した場合は、監督員に報告し、指示を受け、適切な処置を行わなければならない。

第 15 条 受注者は、春の大型連休前までに、（一）篠山公園線の起点から白滝までの区間の道路路面清掃を、実施しなければならない。

第 16 条 受注者は、5 月末までに、別図に示す砂防等施設の平常時パトロールを実施し、様式一 1～様式一 5 監督員に提出しなければならない。
（河川・海岸施設については、異常時のみの実施とする。）

第 17 条 受注者は、監督員又は愛南土木事務所職員から動物死骸等の撤去について指示を受けた時は、速やかに対応し、適切に処理しなければならない。

第 18 条 受注者は、倒木の撤去等で生じた廃棄物等について、適切に処理しなければならない。

第 19 条 実施した作業は時間帯により以下の 5 区分に分けることとし、作業実績報告書へ実施作業時間等を記入しなければならない。

なお、年末年始の期間（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び国民の祝日に関する法律により定められた「国民に祝日」に作業を行った場合は、作業時間が昼間の時間帯にあっては、平日時間外の割増係数を適用することとし、作業が深夜の時間帯に及ぶ場合は平日深夜の割増を適用する。（下記作業区分 2 又は作業区分 3）

ただし、年末年始の期間中に日曜日が含まれる場合は休日として取り扱うものとする。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5 : 0 0 ～ 8 : 0 0 1 7 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0
3	平日深夜	月曜日～土曜日	2 2 : 0 0 ～ 5 : 0 0

4	休日昼間	日曜日	5 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
5	休日深夜	日曜日	2 4 : 0 0 ~ 5 : 0 0 2 2 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0

第 2 0 条 下記 4 路線（区間）は、事前通行規制区間に指定されている。

台風などの豪雨により、規制（通行止）条件を超過し、監督員又は土木事務所職員から、通行制限措置を行う旨、指示された際には速やかに対応すること。※規制区間等を有する受注者のみ該当

番号	路線名	始点	終点	観測所	規制(通行止)条件	
①	(主)平城高茂岬線	外泊	高茂岬	中浦	時間雨量 40mm	連続雨量 200mm
②	(一)高茂岬船越線	高茂岬	武者泊	中浦		
③	(一)深浦港線	深浦	垣内	御荘(城辺)		
④	(一)篠山公園線	県境	正木(御在所)	一本松支所		

第 2 1 条 津波の恐れがある場合は、可能な範囲において、津波注意を促す看板を設置すること。

※規制区間等を有する受注者のみ該当

- ・注意喚起看板は、別紙 2 「愛南土木事務所 注意喚起看板設置位置図」に示した場所とする。
- ・注意喚起看板の設置に際しては、監督員等から指示があったとき実施するものとする。

第 2 2 条 上記第 9 条の「維持修繕作業の実施について(報告)」等に基づき、変更契約を行うこととする。

第 2 3 条 本工事は、当初請負代金額に関わらず、工事成績評定の対象外とする。

第 2 4 条 本工事は、電子納品の対象外工事とする。

第 2 5 条 工事完成図書は、紙媒体で提出する。

別表 1（第 3 条）

1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。
 - （1）土砂
 - （2）土砂（処分）
2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。
 - （1）コンクリート塊
 - （2）アスファルトコンクリート塊
 - （3）建設発生木材
 - （有）凝地 愛南町中川 1661-1
 - 営業時間 AM:8:00～PM:5:00
 - （4）建設汚泥
 - （5）その他（ ）

※上記 2 については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

別表 2（第 3 条）

建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。

- （1）土砂

- （2）その他（ ）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

監督員

様

受注者 住所 〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇

維持修繕作業の実施について（報告）

令和〇〇年〇〇月〇〇日契約を終結した工事について、維持修繕作業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

工 事 番 号 : 南道維第〇号他

工 事 名 : 土木施設年間維持工事

作 業 内 容 : 例：道路・河川・砂防施設パトロール、河川内障害物除去、河川・砂防等施設の修繕

作 業 施 設 : (二)〇〇川、(砂)〇〇川、(急)〇〇地区、(主) 〇〇線 等

作 業 場 所 :

実 施 期 日 :

実 施 時 刻 :

作 業 者 名 :

例：愛南 次郎	(9:30～12:00)
愛媛 南子	(13:00～17:00)

※実施作業時間の詳細は別途「作業実績報告書による」

使 用 機 械 :

例：ライトバン(排気量 1500cc 定員 5 名)	(3 時間)
ラフテレーンクレーン 25t 吊	(2 時間)

※実施作業時間の詳細は別途「作業実績報告書による」

備 考 : 対応状況、使用材料等を記入すること

※ 作業前、作業完了、作業状況(作業人数、使用機械などが確認できる状況)の写真、位置図・展開図及び作業実績報告書（参考様式）などの図面を添付すること

作業実績報告書(例)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
普通作業員		人	0.00	○人×○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○
ダンプ運搬	○t	日	0.00	○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○

工種:崩土取り除き(機械) 1回あたり

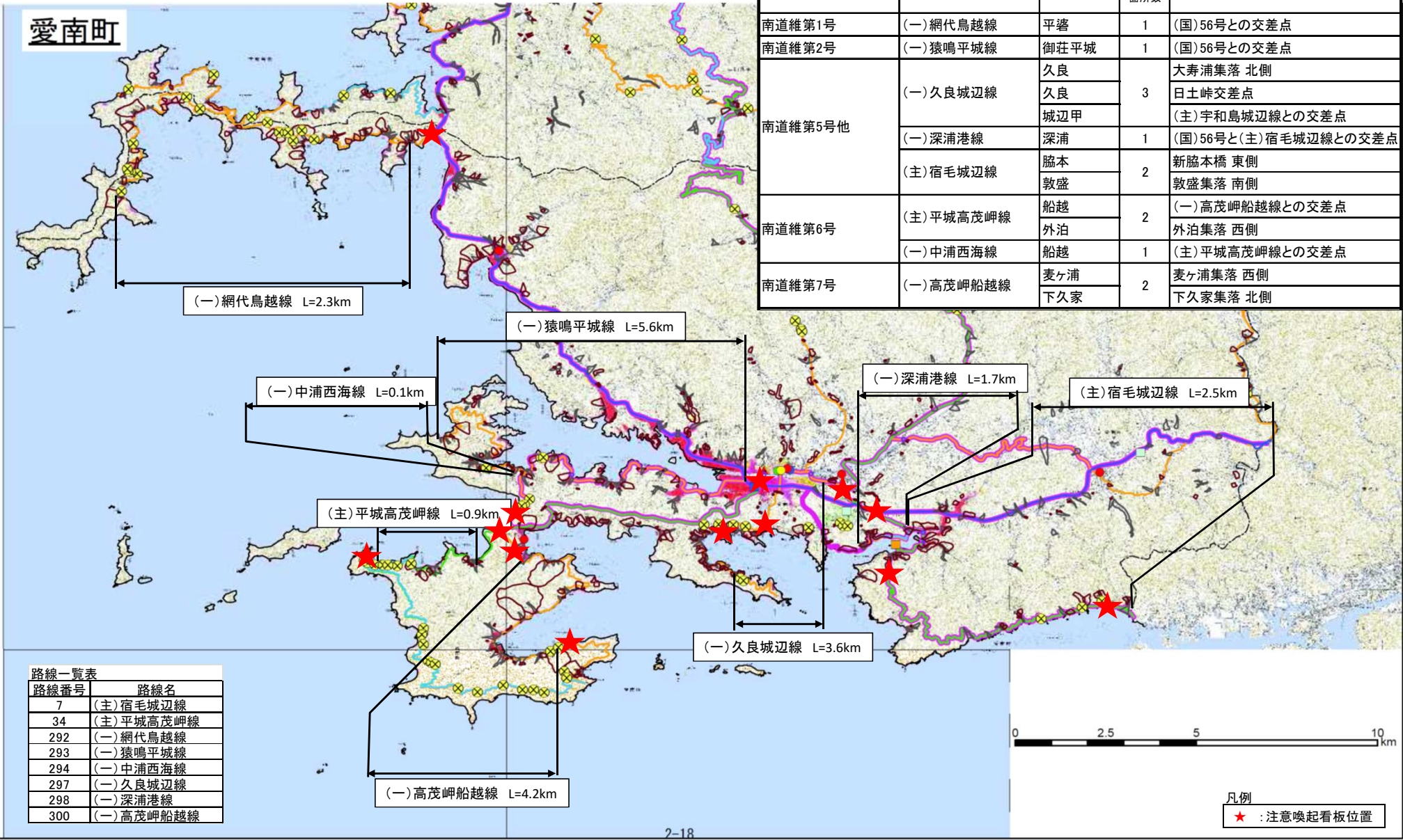
工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
普通作業員		人	0.00	○人×○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○
バックホウ運転	山積○.○○m ³	日	0.00	○.○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○
バックホウ損料	山積○.○○m ³	日	0.00	○.○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○
特殊運転手		日	0.00	○.○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○
ダンプ運搬	○t	日	0.00	○hr/○hr	休日 ○:○○~○:○○

工種:アスファルト舗装補修(人力) 1回あたり

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
世話役		人	0.00	○人×○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
特殊作業員		人	0.00	○人×○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
普通作業員		人	0.00	○人×○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
アスファルト材料	再生密粒(○○)	t	0.00		平日 ○:○○~○:○○
振動ローラ運転	ハンドガイド式 ○.○~○.○t	日	0.00	○.○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
振動ローラ損料	ハンドガイド式 ○.○~○.○t	日	0.00	○.○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
特殊作業員		人	0.00	○.○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
振動コンパクタ運転	○○~○○kg	日	0.00	○.○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
振動コンパクタ損料	○○~○○kg	日	0.00	○.○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○
特殊作業員		日	0.00	○.○hr/○hr	平日 ○:○○~○:○○

愛南土木事務所 注意喚起看板設置箇所図

別紙2



河川パトロール実施要領

パトロールは、以下の要領により実施するものとする。

1 平常時のパトロール

(1) 点検内容

パトロールは、おおむね次に掲げる事項について点検するものとする。

イ 護岸、堤防の状況

- ・護岸、堤防、擁壁の欠損、クラック、漏水、その他異常の有無
- ・天端及び土羽法面の欠損状況、通行上の支障の有無
- ・排水施設、取水施設の操作確認及び異常の有無
- ・河川敷地内の樹木による危険性の有無

ロ 河床の状況

- ・河床推積状況及び推積要因の調査
- ・雑草その他不用物の状況
- ・流水の方向、濁水及び発生要因の調査
- ・河床洗掘の状況

ハ 水門、樋門、暗渠等の状況

- ・水門、樋門の操作機能の確認
- ・暗渠、水路等の閉塞、欠損の有無
- ・水位、流水等の観測施設の確認

(2) パトロール中の措置

パトロール中、河川に関し異常を発見したときは、監督員又は愛南土木事務所職員に報告し、指示を受け、適切な処置を行うこと。

2 異常時のパトロール

(1) 点検内容

イ 護岸、堤防の状況

- ・護岸、堤防、擁壁の欠損、クラック、漏水、その他破損の有無
- ・天端の亀裂及び土羽法面の欠損状況、通行上の支障の有無
- ・排水施設、取水施設の破損の有無

ロ 水門、樋門、暗渠等の状況

- ・水門、樋門の操作機能の異常の有無・暗渠、水路等の閉塞、欠損の有無
- ・水位、流水等の観測施設の破損の有無

(2) パトロール中の措置

パトロール中、河川に関し異常を発見したときは、監督員又は愛南土木事務所職員に報告し、指示を受け、適切な処置を行うこと。

砂防等施設パトロール実施要領

パトロールは、以下の要領により実施するものとする。

1 平常時のパトロール

(1) 点検内容

パトロールは、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域について、おおむね次に掲げる事項について点検するものとする。

イ 砂防指定地

- ・堰提工は、既設施設の破損の有無
- ・流路工は、既設護岸、床固工、帯工その他付近施設の破損の有無
- ・崩壊による危険性の有無

ロ 急傾斜地崩壊防止区域

- ・法面の異常の有無
- ・落石崩落による危険性の有無
- ・既設施設の破損の有無

(2) パトロール中の措置

パトロール中、砂防に関し異常を発見したときは、監督員又は愛南土木事務所職員に報告し、指示を受け、適切な処置を行うこと。

2 異常時のパトロール

(1) 点検内容

イ 砂防指定地

- ・堰提工は、既設施設の破損の有無
- ・流路工は、既設護岸、床固工、帯工その他付近施設の破損の有無
- ・崩壊による危険性の有無

ロ 急傾斜地崩壊防止施設

- ・法面の異常の有無
- ・落石崩落による危険性の有無
- ・既設施設の破損の有無

(2) パトロール中の措置

パトロール中、砂防に関し異常を発見したときは、監督員又は愛南土木事務所職員に報告し、指示を受け、適切な処置を行うこと。

海岸パトロール点検要領

パトロールは、以下の要領により実施するものとする。

1 平常時のパトロール

(1) 点検内容

イ 護岸、堤防の状況

- ・護岸、堤防、擁壁の欠損、クラック、漏水、その他破損の有無
- ・天端の亀裂及び土羽法面の欠損状況、通行上の支障の有無
- ・排水施設の破損の有無

ロ 水門、樋門、陸閘、暗渠等の状況

- ・水門、樋門、陸閘の操作機能の異常の有無・暗渠、水路等の閉塞、欠損の有無
- ・潮位等の観測施設の破損の有無

(2) パトロール中の措置

パトロール中、海岸に関し異常を発見したときは、監督員又は愛南土木事務所職員に報告し、指示を受け、適切な処置を行うこと

2 異常時のパトロール

(1) 点検内容

イ 護岸、堤防の状況

- ・護岸、堤防、擁壁の欠損、クラック、漏水、その他破損の有無
- ・天端の亀裂及び土羽法面の欠損状況、通行上の支障の有無
- ・排水施設の破損の有無

ロ 水門、樋門、陸閘、暗渠等の状況

- ・水門、樋門、陸閘の操作機能の異常の有無・暗渠、水路等の閉塞、欠損の有無
- ・潮位等の観測施設の破損の有無

(2) パトロール中の措置

パトロール中、海岸に関し異常を発見したときは、監督員又は愛南土木事務所職員に報告し、指示を受け、適切な処置を行うこと

様式—1

パトロール日誌

								年 月 日
								天候
パトロール 実施責任者職氏名					パトロール 実施者職氏名			
区 分	パトロールの区分・箇所					パトロール時間		
						自 時 分 至 時 分		
						自 時 分 至 時 分		
						自 時 分 至 時 分		
						自 時 分 至 時 分		
区 分	点 検 内 容				措 置 事 項			
特記事項								

河川管理施設点検

建設部・土木事務所名	愛南土木事務所		調査日時	
河川名			調査員	
施設名			構造形式	
施設場所				
対象構造物	点検項目	異常の有無	異常の状況、程度	応急対応の必要性
護岸	亀裂	有・無		
	沈下	有・無		
	折損	有・無		
	はらみ出し	有・無		
	漏水	有・無		
	空洞	有・無		
	その他	有・無		
堤防	亀裂	有・無		
	沈下	有・無		
	その他	有・無		
水門 樋門	亀裂	有・無		
	沈下	有・無		
	折損	有・無		
	操作	有・無		
	その他	有・無		
その他	流倒木	有・無		
	堆積土砂	有・無		
設備等の盗難		有・無		
占用に関する事項 				
特記事項 				

重要区間：水防危険箇所、背後地に人家密集地域・公共施設・重要産業施設等がある区間等

砂防えん堤点検記録表

建設部・土木事務所名			調査日時	
地区名			調査員	
施設名			構造形式	
施設場所				
対象物	点検項目	異常の有無	異常の状況、程度	応急対策の必要性
施設周辺 斜面など	崩壊	有・無		
	亀裂段差	有・無		
	湧水	有・無		
えん堤本体 及び取付部	堤体の変位	有・無		
	堤体のクラック	有・無		
	漏水	有・無		
	取付部周辺地すべり	有・無		
	その他	有・無		
基礎地盤	基礎地盤の変位、洗掘	有・無		
堆砂地	異常堆砂の状況	有・無		
	堆砂地周辺の地すべり	有・無		
その他	湛水の状況	有・無		
	副堤、水叩き等の状況	有・無		
設備等の盗難		有・無		
占有に関する事項 				
特記事項 				

重要施設: 保全対象人家50戸以上の土石流危険渓流に設置された施設等、施設の損壊により甚大な被害が予想される施設

流路工・護岸工点検記録表

建設部・土木事務所名			調査日時	
地 区 名			調 査 員	
施 設 名			構造形式	
施 設 場 所				
対 象 物		点 検 項 目	異常の有無	異常の状況、程度
施設周辺 斜面など		崩壊	有・無	
		亀裂段差	有・無	
		湧水	有・無	
施 設	床 固 工	変位	有・無	
		クラック	有・無	
	護 岸 工	開口	有・無	
		沈下	有・無	
		はらみ	有・無	
		崩壊	有・無	
		亀裂	有・無	
		河道の被害状況	有・無	
			有・無	
	そ の 他	底張り	有・無	
		周囲の状況	有・無	
		その他付属施設	有・無	
設備等の盗難		有・無		
占用に関する事項				
特記事項				

重要施設: 保全対象人家50戸以上の土石流危険渓流に設置された施設等、施設の損壊により、甚大な被害が予想される施設

様式-7

海岸管理施設点検

建設部・土木事務所名	愛南土木事務所		調査日時	
海岸名			調査員	
施設名	() 護岸、堤防、水門、樋門、陸閘、その他	構造形式		
施設場所				
対象構造物	点検項目	異常の有無	異常の状況、程度	応急対応の必要性
護 岸	亀 裂	有・無		
	沈 下	有・無		
	折 損	有・無		
	はらみ出し	有・無		
	漏 水	有・無		
	空 洞	有・無		
	そ の 他	有・無		
堤 防	亀 裂	有・無		
	沈 下	有・無		
	そ の 他	有・無		
水 門 樋 門 陸 閘	亀 裂	有・無		
	沈 下	有・無		
	折 損	有・無		
	操 作	有・無		
	そ の 他	有・無		
そ の 他	流 倒 木	有・無		
	堆積土砂	有・無		
	砂 浜	有・無		
	そ の 他	有・無		
設備等の盗難		有・無		
特記事項				

重要区間

- ①背後地に人家密集地域(海岸背後の防護人口が1km当たり50人以上)、公共施設、重要産業施設等があり、津波又は高潮、破堤、決壊等により甚大な被害が予想される区間。
- ②水門、樋門、陸閘等の施設の破壊によって、甚大な被害が予想される区間。

愛媛県冬期路面对策にかかる特記仕様書

本工事の仕様は、「愛媛県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「愛南土木事務所発注工事共通特記仕様書」によるほか、この仕様書によるものとする。共通仕様書「**第7編 道路編 第11章 雪寒**」については、この特記仕様書を優先する。

（工事の実施）

本工事の着工については、共通仕様書「**1-1-1-8 工事の着工**」の規定に関わらず、監督員の指示により行うものとする。

また、施工中において、不都合が生じた場合は、直ちに監督員と協議するものとする。

（作業時間帯による作業区分）

本工事における作業時間帯による作業区分は次表のとおりとする。

国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12月29日から1月3日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は休日として取り扱うものとする。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8：00～17：00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5：00～ 8：00 17：00～22：00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22：00～ 5：00
4	休日昼間	日曜日	5：00～22：00
5	休日深夜	日曜日	24：00～ 5：00 22：00～24：00

（支給材料）

本工事における支給材料については、共通仕様書「**1-1-1-15 支給材料及び貸与物件**」の規定によらず、以下のとおりとする。

- (1) 凍結防止剤については、現物支給とし、契約書第15条第1項に規定する「数量」「引渡場所」「引渡時期」は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (4) 受注者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。
- (5) 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- (6) 支給材料の引渡、返還の際の積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は、設計図書によるものとする。

（一般除雪工）

一般除雪工の開始時期については、監督員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に報告しなければならない。

（凍結防止工）

- (1) 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督員の指示を受けなければならない。
- (2) 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- (3) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

（道路パトロール）

- (1) 受注者は、監督員の指示のある毎に迅速に道路パトロールを実施し、パトロール終了後直ちにその結果を監督員に報告するものとする。
- (2) パトロールは、安全性を考慮し原則２人体制で実施するものとする。ただし、夜間や緊急時等人員確保が困難な場合に限り、１人体制で実施できるものとする。

（作業完了時の報告）

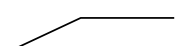
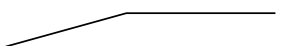
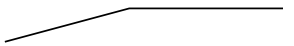
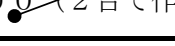
- (1) 受注者は、除雪等の作業を完了したときは、その都度遅滞なく、監督員に作業完了報告書（報告様式－１、２、３）及び添付写真を提出しなければならない。
- (2) 除雪及び凍結防止剤散布の添付写真は、１回の作業につき、作業を実施した一連区間の起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の写真各１枚ずつとし、同方向から撮影し作業前後の比較対照ができるものとする。作業中の写真は使用機械をすべて確認できるように撮影すること。
- (3) 道路パトロールの添付写真は、１回のパトロールにつき１枚とし、編成人員を確認するため、２人体制の場合は撮影者が車両と同乗者を撮影、１人体制の場合は撮影者が車両のみを撮影するものとする。

記入例
(報告様式－１)

除雪作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年１２月２４日

積雪年月日	令和〇年１２月２３日	受注者名		(株)〇〇建設	
除雪年月日	令和〇年１２月２４日				
路線名	(一) 篠山公園線				
施工箇所	愛南町正木				
積雪量 (cm)	10～20cm  原則10cm以上				
除雪延長 (km)	5km  実際に作業した概ねの延長				
除雪平均幅 (m)	7m  作業区間の概ねの平均幅員				
除雪量 (m3)	5,250m3  (平均積雪量)×(延長)×(平均幅員)				
使用機械名	トラクタショベル	モーターグレーダー	ブルドーザ	バックホウ	
稼働時間 (hr)	6hr 		2台以上の時は合計時間		
作業人員 (オペレータ、交通誘導員除く)	1人 				
交通誘導員 (A, Bを記入)	2人 (B)				
備考	9:00～10:30  作業時間記入 9:30～12:00 (2台で作業)  作業時刻と稼働時間に整合がとれていること				

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

除雪作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。
作 業 中	交通誘導員を置いた場合は、そ の状況写真を添付。
作 業 後	

記入例
(報告様式－2)

凍結防止剤散布作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和○年1月15日

積雪年月日	令和○年1月15日	受注者名		(株)○○建設	
作業年月日	令和○年1月15日				
路線名	(一)篠山公園線				
施工箇所	愛南町正木				
路面状況 (cm)	凍結				
作業延長 (km)	3 km	原則 5km以下			
作業平均幅 (m)	5 m	作業した概ねの延長、平均幅員			
散布量 (袋)	(凍結防止剤) 12袋				
使用機械名	2 t ダンプ	軽トラック			
稼働時間 (hr)	3 hr				
作業人員 (オペレータ除く)	2人				
備考	7:30～11:30 (1hr休憩) 作業時刻と稼働時間に整合がとれていること 作業時間記入				

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)

↓
9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

凍結防止剤散布作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。
作 業 中	
作 業 後	

記入例

(報告様式－3)

道路パトロール作業完了報告書

1回毎に記載

令和〇年1月15日

積雪年月日	令和〇年1月15日	受注者名	(株)〇〇建設	
作業年月日	令和〇年1月15日			
路線名	(一) 篠山公園線			
施工箇所	愛南町正木～〇〇交差点			
積雪量 (cm)	〇〇～〇〇交差点 3 cm (篠山公園線頂上) (7 cm) 部分的に凍結 (現在 降雪中)			
パトロール延長 (km)	11.5 km 報告時点の気象状況を記載 作業延長記入(注2参照)			
除雪平均幅 (m)				
除雪量 (m3)				
使用機械名	ライトバン	軽トラック		
稼働時間 (hr)	1 hr			
編成人員	2人 編成人員を記載			
備考	7:30～8:30 寒波接近により実施 作業時間(往復)記入 作業理由記入 例) 前日の降雪のため〇〇技師の指示による			

(注) 1. 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

2. 除雪が必要な場合はパトロールを中止して作業を始めてください。

例) 起点より1km地点で積雪量10^{cm}以上となった。

→ パトロールを中止し除雪作業開始

道路パトロール作業状況写真

道路パトロール(2人体制)	
作 業 中	2人体制か1人体制か 記入する。

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確保するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

2. 啓開作業の内容

受注者は、災対法第76条の6の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

（1）指定道路区間の周知

立て看板（様式1）を設置する。設置場所は発注者の指示による。

（2）車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面（様式2）の配布とするが、口頭（様式3）で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- ・道路の左側、歩道への移動
- ・車間を詰める、空いたスペースへの移動
- ・沿道の空き地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の3つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

（i）車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（ii）運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。

- (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連担し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等にいても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行うものとする。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（3）車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両等に移動理由、連絡先等を掲示（様式5）するものとする。

なお、一定距離以上（原則として50m以上）車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示（様式6）するものとする。

（4）車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票（様式7）を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。（破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。）

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

（5）土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第76条の6第4項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。

他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明（様式8）するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示（様式9）する。

民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票（様式10）を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

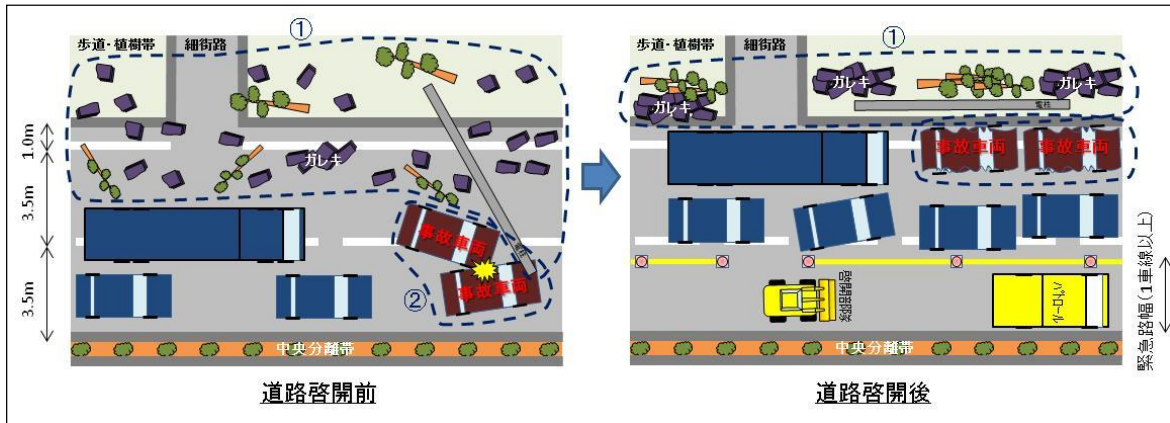
3. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

(1) 車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

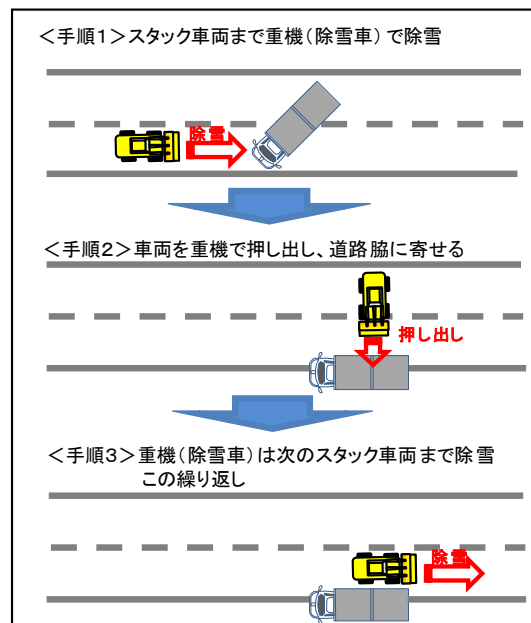
○大規模災害を想定したオペレーション

- ・緊急通行車両の通行のため、1車線以上を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



(2) やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。

車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

- ・ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損
- ・重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み
- ・駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をすること。

(3) 損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失（やむを得ない限度の破損に限る。）については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

- ・破損車両に係る補償
- ・土地の一時使用に係る補償
- ・竹木等の処分に係る補償

(4) 車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談するほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

(5) 運転者等への支援について

大雪時等の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合等は、運転者等への健康上の配慮から、必要に応じて発注者と相談し、発注者の指示により運転者等の健康状態を確認するとともに、食料や薬、燃料等の補給を行うものとする。これら支給品については受注者が調達することとし、その費用については、工事変更請負契約時に工事費に計上するものとする。なお、調達物品等については、購入状況や支給状況について写真で記録するとともに領収書等を添付し、発注者に提出するものとする。

(6) その他留意事項

レッカー車やホイールローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

4. 啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書（様式11）を携行するものとする。

5. 啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先:〇〇〇〇

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先:〇〇〇〇

(様式 2)

平成〇年〇月〇日

運転者各位

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急通行車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇地方局〇〇事務所管理課

電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

(様式 3)

車両移動命令を行う際の発言例

- ・ 愛媛県〇〇事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。

※ 移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側へ寄せる、前の車両との車間を詰める等とする。

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

- 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- 当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号: 〇〇-〇〇〇

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時

移動先：――

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号：〇〇-〇〇〇

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時

移動先：〇〇〇〇

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号：〇〇-〇〇〇〇

(様式 7)

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設（株））

状況写真	
移動前	
移動後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

(様式 8)

民地の一時使用等を行う際の発言例

- ・ 愛媛県〇〇土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ 県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動しているところですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

災害対策基本法に基づく 土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両
の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第4項の
規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時:〇月〇日 〇〇時
利用目的:放置車両の保管

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号:〇〇-〇〇〇

(様式 10)

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設（株）
連絡先	愛媛県〇〇土木事務所管理課 TEL：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

状況写真	
使用 前	
使用 後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者：愛媛県〇〇土木事務所長

印

■■の例

(災害の場合) 〇道維第〇号(国) 〇号道路維持工事 工事請負契約

(大雪の場合) 〇冬対第〇号(国) 〇号冬期路面对策工事 工事請負契約